

松代町議会 選挙運動一覽

公営事項

- 1 個人演説会
学校、公民館、地方公共団体の管理する公会堂及び同議事堂及び町選管の指定した施設においては一日限り無料で使用できる。
(設備は管理者が行う。二回以後は一定費用納付)
- 2 氏名掲示(投票所外)
一 投票区一ヶ所に次の期間選管で掲示する。
町選管選挙期間前二日から。
二 投票所内氏名掲示
選挙当日投票所内に掲示する。
- 3 その他
選挙用葉書及び新聞広告是有料で頒布、掲載できる。
(投票用葉書 町選管 三〇〇枚)
(新聞広告 一回 希望する新聞)

制限事項

- 1 選挙事務所
(一) 一ヶ所
(二) 選挙当日でも投票所から三〇〇米以外では設置できない。
- 2 旗竿機の使用
(一) 旗竿機一機(外に演説会場では一機使用できる)
(二) 交付された表示板で表示しなければならぬ。
- 3 文書図画の掲示
(一) 次のものを除き掲示(フドバルンサイン、電光による表示、スライド等の映写を含む)は禁止されている。
(二) 選挙事務所表示のポスター、立札、ちようちん看板類(選挙当日も掲示できる)
(三) 候補者の使用するタスキ、胸章の類
(四) 個人演説会編、街頭演説で演説中使用のポスター、ちようちん、看板の類(なお個人演説会場外ではちようちんのみ)
(五) 右の規格は
①ポスター、立札、看板の類
縦二七三㎜、横七三㎜以内
②ちようちんの類
高さ八五㎜、直径四五㎜以内のもの各々一箇
③近接運動用ポスター
規格タイプロイド型(長さ四十二㎜、巾三十㎜)を超えない次のもの
町選管、町選管 三〇〇枚
④検印
交付した検印票により選管の検印を受ける。
⑤表示
ポスターには掲示責任者、印刷者の住所氏名

禁止事項

- 1 事前運動、選挙当日の選挙運動の禁止
当日できるものは、投票所から三〇〇米以外の選挙事務所、同所に掲示したポスター等、投票所から一〇〇米以外のポスター
- 2 休憩所、その他これらに類似した設備の設置
中央選挙管理委員会の委員、同席務に従事する自治庁職員、選挙管理委員、同職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、收税官吏、徴税の吏員、外に公務員法による制限事項
- 3 選挙事務所関係者の選挙運動の禁止
投票管理者、関係管理者、選挙長(在職中関係区域内)
- 4 教育者の地位利用の禁止
教育者(学校教育法に規定する学校の長、職員)は学校の児童、生徒、学生にその地位を利用してすること。
- 5 未成年者の禁止
満二十才未満者
自ら又はこれらの者を使用すること
含み労働者としての使用の場合を除く
- 6 選挙権、被選挙権停止者の禁止
8 戸別訪問の禁止
何人も如何なる方法(演説会の告知候補者の氏名政治団体の名称を言い歩く行為も含む)をもってするも、わづ戸別訪問は禁止
- 7 署名運動の禁止
9 人名投票の経過、結果の公表禁止
10 飲食物の提供の禁止
湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子及び定められた弁当の範囲内(十五人分(一日三食四五食分)で選挙の告示の日から選挙の前日までの日数を乗じた数の範囲(町選管四十五食×七日、三二五食)内)で且つ選挙事務所とする為に提供する弁当(労働者の携行食を含む)以外の飲食物。
- 11 気勢を張る行為の禁止
12 連呼行為の禁止
演説会、街頭演説、演説を含むその場所においてするものを除く。
- 13 有料葉書以外の文書図画の頒布禁止
前記「制限事項」の(一)の(二)を適用のまゝするものを除き、回覧板その他の文書図画看板類の回覧を含む
- 14 新著述、演説の広告名義等による禁止を免がれる行為として文書図画の頒布掲示の禁止
候補者、政治団体、運動員、同一戸籍者の氏名、名称表示の年賀状、見舞状その他挨拶状の選挙区内に頒布掲示を含む。
- 15 一定条件のない(臨時)新聞紙、雑誌の報評論の掲載禁止
16 放送等の禁止
17 広告放送、共同聴取用放送設備等の使用を含む。
18 新聞紙、雑誌の不法利用禁止
19 立会演説会開催予定時刻前後二時間、会場から三〇〇米以内での演説会(演説を含む) 街頭演説の禁止
(義務制及び任意制立会演説会を含む)
- 20 他者の選挙当日投票所閉鎖時刻まで投票所の場所の入口から三〇〇米以内での演説会(演説を含む) 街頭演説の禁止
21 選挙期日後の挨拶行為の禁止
22 選挙期日後の挨拶行為の禁止
(一) 日誌の借書、当選に関する挨拶、見舞等の答礼の借書を除く文書図画の頒布掲示
(二) 新聞紙、雑誌の利用
(三) 送付
(四) 当選祝賀会その他の集会
(五) 自動車を送る又は除任を組んで気勢を張る行為
(六) 当選の答礼のため当選人の氏名、政党等の名称を言いつること
23 候補者、関係会社等の選挙区内の者への寄附、その他の寄附、特定寄附、匿名寄附の禁止。

●松代町議会議員選挙
の投票日は

四月三十日(木曜)

●投票時間は

午前七時から
午後六時まで

よかつたと後まで
言える選り方

この一票明るい
郷土を生む力

●投票の注意

- 候補者の氏名は一人だけ書いて下さい
- 候補者の氏名はハッキリ書いて下さい
- 候補者の氏名以外のことを書くと無効になります
- 「一字」の書けない人は投票管理者に申し出れば投票管理者の指定した人から書いて貰って投票することができます